

し、腰刀を抜きて自殺す、十三人々に従ふ、時に延久二年九月十九日なり、依りて竹澤、江戸二人篤き思に預りしが、水主初め二人共に何れも變死し、皆義興の怨靈の致す所なりとし、村人皆謀りて一社を建て、新田大明神と名づけ鎮祭せり、新編武蔵風土記稿然れども其の創建年月を詳にせず、明治六年一月府社に列す。社殿は本殿、拜殿を具備し、境内千八十五坪(官有地第一種)を有す。

境内神社 稻荷神社

例 祭 日 十月十日

神饌幣帛料供進 明治四十年五月四日

會計法適用 明治四十一年十二月二十六日

指定年月日 告示第七十六號

告示第二百十八號

氏子戸數 未詳

崇敬者員數 未詳

○東京府武蔵國南葛飾郡龜戸町

府社

龜戸神社

祭神

天満天神

天菩日命

天菩日命

創立は明暦の火災後にして、其の開祖大僧都法印菅原信祐(大宰府天満宮の別當たりし大島居氏の一族なり、其子孫現に菅原氏と稱す)、始め筑前太宰府にありし頃、一夜菅神の靈示を蒙り、夢に「十立ちて榮ゆる梅の稚枝かな」といへる發句を得て大に感じ、飛梅を以て新たに神像を彫刻し、是を護持して諸國を廻り、終に江戸に入りしか、適明暦三年江

戸大火過半焦土に歸せしにより、新に下總國葛飾郡を割て武蔵國に加へ、本所の地を開發せられし時なりしかば、遂に此地龜戸に鎮座し奉りたり、其後寛文二年徳川家綱社地を賜はりしかば、同三年社殿を營み、心字の油樓門等を構へて遷座し奉りたり、社頭の規模總て太宰府に擬せり、仍て東宰府の稱あり、今之を古記録に徴するに、

新編武蔵風土記稿云「東宰府天満宮と稱す、配祀二座一は天保日命一は祭神詳ならず、云々」とあり、尙同書に引ける社記に據れば、元、信祐の神體を奉して江戸に下るや、此村の中央なる天満宮の小祠を修造してここに鎮め奉る、時に寛文元年八月二十三日なり、是を元宮天神と號す、是れ現今の地より東方六七丁の所なりと、蓋し此年本所方面の地を開き武家町家居住の地となさんとするに當り、其の鬼門に當るの故を以て當所の鎮守たるべしとの台命を得、新に今の社地を賜はりし也、然るに江戸砂子に、

「龜戸天満宮は寛永年中、菅原神の裔大島居信祐より上聞に達し、後上京し叡聞を経て造立三年丙寅鎮座、社頭は太宰府の體を摸す、飛梅の若木とて境内に在り、云々」

とありて鎮座の年月に相違あるを見る、而してかの風土記稿に、寛永九年六月信祐上京し、人を以て當社の圖を後水尾法皇に奉りしに叡覽あり、頓て法皇より宸筆を賜はり、又同年七月信祐新院に參りて當社の縁記を上聞に達し、御威ありて御冠服を賜へる由見えれば、砂子の説は是等と混じたるにや、尙考證を俟つべし、其後元祿十年九月二十五日前大納言菅原豐長仰を以て仙洞より下されし御免許の文に、

「武州江戸本所天満宮は奉准、筑前國太宰府天満宮之地也、依之菅家之輩諸事執奏、尤一社ノ神事法令或祭禮之砌、別當可乘、車頼同太宰府之社例、云々」